

「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」の概要

2010年9月

中小企業庁

中小企業庁では、2010年2月に「中小企業の会計に関する研究会」（座長：江頭憲治郎早稲田大学大学院教授）を設置し、計7回の議論を経て、中間報告書を取りまとめた。その概要は以下のとおり。

I 検討の背景

近年、経済のグローバル化の進展に伴い、世界各国において、自国の会計基準を「国際財務報告基準（IFRS）」に収斂（コンバージェンス）させる、若しくは、IFRSを適用（アドプション）する動きやそれに向けた議論が展開され、我が国でも、日本国内の会計基準をIFRSにコンバージェンスさせる動きが加速化している¹。

会計制度は、上場企業のみならず、非上場企業にとっても重要な経済制度である。非上場企業、特にその大半を占める中小企業については、会計情報の開示先が限定されていること、経理担当者の会計に対する知識や人員体制が十分ではない等の実態がある。

また、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）が、主として中小企業関係者から、多くの中小企業にとって、高度かつ複雑、経営者が理解しにくい、会計処理の選択の幅が限定的である、中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある等との指摘がされている。

こうした状況を踏まえ、中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を行うため、2010年2月に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」が設置された。

¹ 2009年6月に企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、2010年3月期から上場企業の連結財務諸表についてIFRSの任意適用が開始され、2012年にはIFRSの強制適用の採否の判断が行われ、強制適用と判断された場合、2015年若しくは2016年にIFRSの強制適用が開始される予定である。

Ⅱ 現状認識

1. 中小企業の実態

中小企業は、我が国経済の基盤である。中小企業の会計のあり方を検討するに当たって考慮すべきと考えられる、多くの中小企業が該当する属性は、以下のとおり。

(1) 資金調達

資本市場で資金調達を行うことは殆どなく、金融機関からの借入が中心である。

(2) 利害関係者

利害関係者の範囲は限られ、会計書類等の開示先は、主として、取引金融機関、主要取引先、株主、従業員、信用調査機関など限定的である。

(3) 会計処理の方法

主として、取得原価に基づく会計処理や法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている。

(4) 経理体制

経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識が十分ではなく、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持ち合わせていない。

2. 中小企業の会計を形作る枠組み

(1) 企業会計に関する法的枠組み

① 会社法会計

株式会社及び持分会社の会計について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」等とされている。「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、幅の広い概念であって、複数存在し得るものと解される。

中小指針の外延の外にある「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を示すものは存在しておらず、その結果として、会社法制度の構造上、間隙が生じている。

② 法人税法会計

課税所得計算は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」とされている。法人税法の別段の定めによる処理（いわゆる「税法基準」）は、公正な慣行として行われている限り、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当し得るものと解される。

③ 金融商品取引法会計

上場企業等の財務諸表は「一般に公正妥当であると認められるところに従って」作成しなければならない等とされている。

(2) 中小企業の会計を巡るこれまでの経緯

① 中小企業の会計の経緯

2002年6月に「中小企業の会計に関する研究会報告書」（中小企業庁）、2002年12月に「中小会社会計基準」（日本税理士会連合会）、2003年6月に「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（日本公認会計士協会）が公表された。これらが統合され、2005年8月「中小企業の会計に関する指針」（日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、日本商工会議所）が公表された。

② 中小指針の特徴

中小指針は、「とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適用な会計のあり方を示すもの」とされ、このため「一定の水準を保ったものとする」とされている。また、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」とする一方で、「コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる」とされている。

③ 国際会計基準と中小企業会計

中小指針は、企業会計基準のIFRSへのコンバージェンスが行われる度に、改訂がなされ、間接的にIFRSへのコンバージェン

スが行われている。

Ⅲ 主要論点

1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方

中小企業の会計のあり方を検討するに当たって、中小企業の成長に資するものであるべきという視点を議論の出発点とすることが重要である。中小企業における会計処理の方法は、経営者自身が会計ルールのユーザーである点が考慮されるべきである。

中小企業の会計処理のあり方は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものが望ましいと考えられる。

- ① 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、「経営者に役立つ会計」
- ② 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」
- ③ 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」
- ④ 中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」

2. 検討対象の範囲

本研究会では、「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」の属性を有する企業を対象に会計処理のあり方を検討する。金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の法定監査対象会社、会計参与設置会社等は、検討対象から除外する。

3. 中小指針について

中小指針は、既に一定の幅を持った会計処理が認められており、殆どの勘定項目について、いわゆる税法基準での対応が可能となっているとの意見がある一方、会計参与が利用するものとして、一定の水準を保ったものとなっており、その他中小企業にとって

は、高度で使いにくいものとなっている等の意見が大勢を占めた。

また、中小指針の個別勘定項目について、税効果会計、棚卸資産、有価証券等の項目において、中小企業にとって難しい又は使いにくい点があるとの指摘があった。

4. その他

(1) 金融機関の観点から見た中小企業の会計

中小企業が見積もりによる時価評価を行って計算書類を作成したとしても、金融機関の審査期間が大幅に短縮されることにはならないとの指摘がされた。中小企業に対する金融機関の融資審査等では、リレーションシップ・バンキングの考え方が重視されている。

(2) 国際会計基準の影響の遮断又は回避

中小企業の会計処理のあり方について、IFRS を適用する必要はない。また、IFRS へのコンバージェンスが進む会計基準とは、一線を画して検討が行われるべきである。

(3) 確定決算主義の維持

中小企業の会計処理と法人税法で定める会計処理との親和性が保たれ、引き続き、確定決算主義が維持されるよう、双方の制度について検討が行われることが重要である。

(4) 記帳の重要性

自らの経営の確実性を示す上で、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に、信頼性のある記帳を行うことが重要である。

(5) 分配可能額の差異

会計処理の方法が「一般公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当し、会社法上適法なものである限り、会計処理の方法が異なることにより生じる分配可能額の差異は、会社法上問題とはならないと考えられる。

(6) 管理会計

中小企業が自社の経営状況を把握し、事業環境の変化に適切に

対応するとともに、経営戦略の策定や経営の意思決定に役立てる管理会計の適切な活用も重要である。

IV 今後の対応の方向性

1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるに当たっての基本方針

ボリュームゾーンの中小企業を対象として、新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべきである。「Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態」で挙げた属性を有する企業を主な適用対象とすべきである。基本方針とすべき事項は以下のとおり。

- ① 中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理（法人税法・企業会計原則に基づくものを含む。）のうち、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理する。
- ② 企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められるもの）とする。
- ③ 中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。
- ④ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。

なお、新たに会計処理のあり方を示すものは、中小企業が、その成長に伴って、経営のあり方を発展させていくに際して、必要に応じて、適用する会計処理の方法を企業会計基準や中小指針へとスムーズに移行させることができるよう留意すべきである。その改訂作業は、数年に一度にとどめ、安定的なものとするべきである。今後、コンバージェンスが進むことが見込まれる企業会計基準とは、一線を画して、取りまとめ及び改訂作業を行うべきである。

2. 取りまとめの手続

(1) 取りまとめのアプローチ

企業会計基準をベースに、それを簡素化するアプローチではなく、対象とする中小企業の属性を検討し、取得原価主義、企業会計原則等を踏まえつつ、積上方式で策定するアプローチを採るべきである。

(2) 取りまとめのプロセス

策定主体については、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、関係官庁（中小企業庁等）が事務局となって議論の調整役等を担うべきである。

(3) 取りまとめ後の普及促進について

新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめた後、関係官庁（中小企業庁等）、中小企業関係者（中小企業団体や金融機関等）、税理士や公認会計士の専門家やその団体が協力し、中小企業への指導、教育、普及等に努めることとすべきである。

V 結び

今後、本報告書を十分に踏まえ、新たな検討の場において、広く中小企業をはじめ、学識経験者、金融機関、中小企業会計の専門家等の中小企業関係者等が一体となり、新たな中小企業の会計処理のあり方を示すものが具体的に取りまとめられることを期待したい。

中小企業の会計に関する研究会 委員等名簿

(50音順、敬称略)

委員

	安藤 英義	専修大学 商学部 教授
	市川 隆治	前 全国中小企業団体中央会 専務理事
	岩崎 博之	全国商店街振興組合連合会 専務理事
	上西 左大信	日本税理士会連合会 調査研究部 特命委員
	上原 秀夫	株式会社前川製作所 財務グループ・リーダー
	上村 達男	早稲田大学 法学部 教授
(座長)	江頭 憲治郎	早稲田大学大学院 法務研究科 教授
	大橋 正義	中小企業家同友会全国協議会 政策委員長
	尾崎 安央	早稲田大学 法学部 教授
	河崎 照行	甲南大学 会計大学院 院長
	木村 拙二	愛知産業株式会社 監査役
	桑原 龍司	光陽産業株式会社 監査役
	古賀 智敏	同志社大学 商学部 特別客員教授
	坂井 映子	武蔵大学 経済学部 准教授
	坂本 孝司	税理士法人坂本&パートナー 理事長 税理士 米国公認会計士
	櫻庭 周平	櫻庭公認会計士事務所 公認会計士 税理士
	品川 芳宣	早稲田大学大学院 会計研究科 教授
	清水 謙之	商工組合中央金庫 統合リスク管理部長
	武田 眞樹雄	渡辺パイプ株式会社 常務取締役
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	橋本 清	京葉銀行 取締役 融資第一部長
	平川 忠雄	税理士法人平川会計パートナーズ 代表社員 税理士
	前田 庸	学習院大学 名誉教授
	松原 有里	明治大学 商学部 准教授
	眞鍋 隆	全国中小企業団体中央会 専務理事
	万代 勝信	一橋大学大学院 商学研究科 教授
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	弥永 真生	筑波大学 ビジネス科学研究科 教授
	柳澤 義一	日本公認会計士協会 常務理事
	吉田 雅之	城北信用金庫 審査部企業支援グループ 副部長
オブザーバー	高木 弘明	法務省民事局参事官室 局付
	新井 吐夢	法務省民事局参事官室 局付
	澁谷 亮	前 法務省民事局参事官室 局付
	平松 朗	前 金融庁総務企画局企業開示課主任会計専門官
	野村 昭文	金融庁総務企画局企業開示課企業会計調整官
	新井 武広	企業会計基準委員会 副委員長
	北川 慎介	前 経済産業省経済産業政策局担当審議官
	平塚 敦之	経済産業省経済産業政策局企業行動課企画官